

税制

2018年11月19日更新

その他税制

1. 個人所得税

個人所得税の納税義務者は居住者と非居住者に分類され、居住者は全世界所得に対して、非居住者は国内源泉所得に対して課税される。

①個人所得税の課税対象

- ・ 給与所得
- ・ 生産経営所得
- ・ 請負経営、リース経営所得
- ・ 労務報酬所得
- ・ 原稿料所得
- ・ 特許権使用料所得
- ・ 利子、配当、割増配当所得
- ・ 財産賃貸所得
- ・ 財産譲渡所得
- ・ 一時所得

国家税務総局が2005年1月26日に公布した「個人が取得する年次一括賞与等の個人所得税の算定・課税方法に関する通達」（以下「9号文」という）第5条によれば、被雇用者が取得する半期賞与、四半期賞与、残業賞与、勤務評価皆勤賞与等の、年次一括賞与以外の各名目による賞与については、すべて当該月の給与収入に含め、税法規定に従って個人所得税を納付する。ただし、35号文の第2条によれば、納税者が取得する年次一括賞与については、個別の1ヵ月の給与所得に直して税額を計算・納付すべきもので、以下の計算方法に基づき、その支給時に、源泉徴収義務者が源泉徴収を行う。

- 被雇用者が当該月に取得する年次一括賞与を12ヵ月で按分し、その計算結果をもとに適用税率と速算控除額を確定する。
- 被雇用者個人が当該月に取得する年次一括賞与で、上記の方法で確定した適用税率と速算控除額に基づき税額が算定・課税されるが、その計算式は次の通りである。
$$\text{納税額} = \text{被雇用者が当該月に取得した年次一括賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

2018年8月31日、「『中華人民共和国個人所得税法』改正についての決定」が第十三期全国人民代表大会常務委員会第五回会議にて可決された。これにより、「中華人民共和国個人所得税法」改正案（以下、改正案）が正式に承認された。

改正は段階的に実施され、大部分の条文は2019年1月1日より全面的に発効する。2018年10月1日から2018年12月31日までの賃金給与所得については、基礎控除額の標準が月5,000元に引き上げられ、新しい総合所得の税率が適用されることになる。

改正された個人所得税法の要点

- ・ 「居住者」の定義を明確化し、「183日」ルールという居住者身分判定基準を導入する。
- ・ 課税所得の種類を調整し、賃金給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得を総合所得に含める。
- ・ 賃金給与所得について、低い税率（3%～25%）のランクを拡大する。
- ・ 賃金給与所得に係る基礎控除額を引き上げ、附加控除費用を取り消し、特定附加控除項目を新設する。
- ・ 新しい申告納税制度を制定し、居住者個人の総合所得につき、前払いの源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法を採用する。
- ・ 国外移住前の税務清算規定を新たに追加する。
- ・ 多部門間での情報の共有を明確にし、社会信用システムを確立する。
- ・ 個人の脱税防止条項を追加する。
- ・ 労務報酬所得、原稿料所得、特許使用料所得の20%を費用として控除。

②個人所得税の税率

- ・ 給与所得は、3%～45%の超過累進税率。
- ・ 請負経営、リース経営所得は、5%～35%の超過累進税率。
- ・ 原稿料所得は、20%の比率税率で計算した税額から、さらに30%を減額。
- ・ 労務報酬所得は、20%の比率税率。
- ・ 特許使用料所得、利子、配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得とその他の所得は比例税率20%。

（個人所得税税率表（総合所得））

（級数）	（課税所得額／月）	〔税率〕
1	3,000 元以下	3%
2	3,000 元超 1 万 2,000 元以下	10%
3	1 万 2,000 元超 2 万 5,000 元以下	20%
4	2 万 5,000 元超 3 万 5,000 元以下	25%
5	3 万 5,000 元超 5 万 5,000 元以下	30%
6	5 万 5,000 元超 8 万元以下	35%
7	8 万元超	45%

注：課税所得額は毎月の収入額から 5,000 元の基礎控除を引いた後の残額となる。特定の人員については、基礎控除のほかに付加控除額がある。また、外国人就労者の場合、も 5,000 元が控除される。「改正個人所得税法」によれば、国の規定に従い、個人が納付する基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、住宅積立金および特定附加控除項目は、納税義務者の課税所得額から控除される。

(個人所得税率表 (生産経営所得等))

(級数)	(課税所得額/年)	[税率]
1	3 万元以下	5%
2	3 万元超 9 万元以下	10%
3	9 万元超 30 万元以下	20%
4	30 万元超 50 万元以下	30%
5	50 万元超	35%

(注：年課税所得は、収入総額から原価、経費および損失を引いた残額)

(出所：中華人民共和国個人所得税法)

2. 増値税

中国国内で貨物の販売又は加工、修理修復の役務（以下役務という）の提供、サービス、無形資産、不動産の販売及び貨物の輸入を行う組織及び個人は、増値税の納税者となり、本条例に従って増値税を納付しなければならない。

(1) 増値税税率

- ① 納税者が貨物、役務、有形動産賃貸借サービスを販売し又は貨物を輸入する場合、本条第②号、第④号、第⑤号に別途定めるものを除き、税率は 16%とする。
- ② 納税者が交通輸送、郵政、基礎電気通信、建築、不動産賃貸借サービスの販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡、以下の貨物の販売又は輸入を行う場合、税率は 10%とする。
 - i.食糧等の農産物、食用植物油、食用塩
 - ii.水道水、暖房、冷房、温水、ガス、液化石油ガス、天然ガス、メチルエーテル、メタンガス、家庭用石炭製品
 - iii.図書、新聞、雑誌、オーディオビジュアル製品、電子出版物
 - iv.飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム
 - v.国務院が定めるその他の貨物。
- ③ 納税者がサービス、無形資産を販売する場合、本条第①号、第②号、第⑤号で別途定めるものを除き、税率は 6%とする。
- ④ 納税者が貨物を輸出する場合、税率はゼロとするが、国務院が別途定める場合はこの限りではない。
- ⑤ 中国国内の組織及び個人が国務院の定める範囲内のサービス、無形資産について国を越えて販売する場合、税率はゼロとする。

税率の調整については、国務院が決定する。

中国財政部および国家税務総局は 2018 年 4 月 4 日に、『増値税税率の調整に関する通達』財税 [2018] 32 号（以下「32 号通達」と省略する）を公布し、2018 年 5 月 1 日より施行される増値税税率の引下げについて明らかにした。主な変化が以下のように示された。

注 1：増値税の課税対象となる貨物販売および貨物を輸入する場合、適用増値税の税率
禁無断転載

17%が16%へ、また11%が10%へと引き下げられた。これにより、増値税の税率は、16%、10%、6%、0%の4段階となった。

注2：農産品に係る増値税税率の引下げ

農産品の購入時、従来適用される増値税の税率11%が10%となった。

生産販売あるいは委託加工目的で購入された農産品は、12%の税率で仕入増値税を計算する。

注3：輸入に係る増値税の還付税率の引下げ

従来、増値税税率17%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率17%が適用される貨物に関して、還付税率は16%に引き下げられた。

従来、増値税税率11%が適用されており、かつ輸出時においても増値税還付税率11%が適用される貨物およびクロスボーダーの課税行為に関して、還付税率は10%に引き下げられた。

注4：2018年7月31日以前に行われる貨物の輸出およびクロスボーダーの課税行為に関しては（輸出貨物は輸出貨物通関文書の日付を、クロスボーダーの課税行為は輸出発票の発行日を基準とする）、下記規定が適用される。

対外貿易企業：税率17%または11%を適用し取引を行う場合、調整前（すなわち17%または11%）の輸出還付税率を適用する。税率16%または10%を適用し取引を行う場合、16%または10%の輸出還付税率を適用する。

生産企業：調整前（すなわち17%または11%）の輸出還付税率を適用する。

従来、例外として列挙された貨物の販売または輸入の増値税税率は13%とされていたが、2017年7月1日に施行された「財政部、国家税務総局による増値税税率の簡素化・統合に関する政策に関する通知」（財税[2017]37号）により、13%の税率は廃止された。

中国財政部および中国国家税務総局は2016年3月23日付で、新たに増値税改革試験の対象となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業に係る増値税の具体的な取り扱い等について規定した「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」（財税[2016]36号）（以下、「36号通達」）を公布した。

従って、2016年5月1日から、従来は営業税の課税対象であった業種もすべて増値税の課税対象に移行する。

注5：建築業に対する従来の営業税税率は3%であったが、増値税改革試験の実施後に一般課税方式において適用される増値税税率は10%となる。一方、簡易課税方式による場合は3%の徴収率が適用される。

36号通達によれば、簡易課税方式は小規模納税者に適用されるほか、一般納税者が“清包工”方式、“甲供”工事、または着工日が2016年4月30日以前の“旧プロジェクト

の建築工事”において建築サービスを提供する場合にも選択適用することができる。

注6：従来、不動産の販売に対しては5%の営業税税率が適用されていたが、増値税改革試験の実施後は10%の増値税税率が適用される。ただし、簡易課税方式による場合は5%の徴収率が適用される。

原則として、一般納税者には一般課税方式が適用されるが、増値税への移行に伴う経過措置として、着工日が2016年4月30日以前の“旧プロジェクトの不動産”または2016年4月30日以前に取得した“旧不動産”を販売またはリースする場合、5%の徴収率に基づく簡易課税方式を選択適用することができる。

(2) 増値税額の計算

増値税の税額は(売上高×税率) - (仕入高×控除率)により、計算する。

簡易課税方法による増値税の課税額は売上高×徴収率により、計算する。

(3) 輸出増値税の還付問題

輸出増値税の還付方式には“免除、控除、還付方式”と“先払い、後還付方式”がある。輸出貨物還付税率は、16%、15%、13%、10%、9%、5%の7段階に分けられ、中国政府が輸出を制限しているもの、または一部重要な生産資源については、優遇政策としての還付税は順次取り消される。問題は16%分の金額が還付されず、輸出製品のコストアップにつながっていることである。

財政部・国家税務総局は『機械・電力設備 文化等の製品の輸出増値税還付率の引き上げに関する通知』（財税[2018]93号）を公布した（2018年9月15日より実施）。今回の輸出増値税還付率の調整は、397品目を対象として行われており、集積回路・非電磁干渉除去用フィルタ・書籍・新聞などの161品目の輸出増値税の還付率は16%に、竹刻・木扇などの57品目は13%に、バサルト繊維・安全ピンなどの179品目は9%にそれぞれ引き上げられた。

財政部・国家税務総局は『一部製品の輸出増値税還付率の調整に関する通知』（財税[2018]123号）を公布した（2018年11月1日より実施）。フィルム、プラスチック製品、竹マット、安全ガラス、灯具の還付率は16%に、潤滑剤、航空機タイヤ、炭素繊維複合体および一部の金属製品の還付率は13%に、一部の農産品、ガラス繊維、レンガの還付率は10%に引き上げられ、大豆かすの輸出増値税還付が取り消された。前述以外の品目の輸出還付率は、それぞれ1%引き上げられる。（即ち、15%から16%、9%から10%、5%から6%まで引き上げる。）

3. 消費税・関税

① 消費税

消費税の課税対象となる消費物品の生産、委託加工、輸入等の業務を行う個人または法

人に対し、消費税が課税される。

(消費税の税目と税率)

(課税対象)	(税率)
一、煙草	
1.紙巻煙草	
(1) 工業	
① 甲類紙巻煙草 (調達価格 70 元 (増値税含まず) /本 以上 (70 元を含む))	56%+0.003 元/本 (生産段階で徴収)
② 乙類紙巻煙草 調達価格 70 元 (増値税含まず) /本未 満	36%+0.003 元/本 (生産段階で徴収)
(2) 商業卸売	11%+0.005 元/本 (卸売段階で徴収)
2.葉巻	36% (生産段階で徴収)
3.刻み煙草	30% (生産段階で徴収)
二、酒	
1.穀類蒸留酒	20%+0.5 元/500g (また は 500ml)
2.米酒 (トン当り)	240 元
3.ビール (トン当り)	
(1) 甲類ビール	250 元
(2) 乙類ビール	220 元
4.その他の酒類	10%
5.アルコール	5%
三、高級化粧品	15%
四、貴金属アクセサリ類、真珠、宝石、玉	
1.金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、ダイヤモンド およびダイヤモンド宝飾品	5%
2.その他高級アクセサリおよび宝石類	10%
五、爆竹、花火	15%
六、製品油	
1.ガソリン (リットル当り)	1.52 元
2.ナフサ (リットル当り)	1.52 元
3.ソルベント油 (リットル当り)	1.52 元
4.潤滑油 (リットル当り)	1.52 元
5.ディーゼル油 (リットル当り)	1.2 元
6.航空機燃油 (リットル当り)	1.2 元
7.燃料油 (リットル当り)	1.2 元
七、オートバイ	

1.排気量 250cc 未満	3%	
2.排気量 250cc 以上	10%	
九、自動車	生産・ 輸入段階	小売り 段階
1.乗用車		
(1) 排気量 1.0L (1.0L を含む) 以下	1%	
(2) 排気量 1.0L 以上 1.5L (1.5L を含む) 以下	3%	
(3) 排気量 1.5L 以上 2.0L (2.0L を含む) 以下	5%	
(4) 排気量 2.0L 以上 2.5L (2.5L を含む) 以下	9%	
(5) 排気量 2.5L 以上 3.0L (3.0L を含む) 以下	12%	
(6) 排気量 3.0L 以上 4.0L (4.0L を含む) 以下	25%	
(7) 排気量 4.0L 以上	40%	
2.中・軽商用車	5%	
3. 超高級車 (1 台あたりでの小売価格が 130 万人民元 (増 値税抜き) 及びその以上の乗用車と中・軽商用車)	生産・輸 入段階に おいて、上 記1と2で 規定され る税目に より課税	10%
十、ゴルフボールおよびゴルフ用品	10%	
十一、高級腕時計	20%	
十二、ヨット	10%	
十三、木製割り箸	5%	
十四、木製床板	5%	
十五、電池	4%	
十六、塗料	4%	

②関税

中国政府の公布した「中国税関輸出入税則」に定める税率で徴収される。中国の税関が新たに公布した法規によれば、輸入貨物に関わる特許権使用料も、条件により、輸入貨物の関税の課税価格を確定する根拠とされる。

(出所：消費税、中国輸出入関税条例)